

1.前文

わたしたちのまち安城市は、先人の開拓者精神により碧海台地に引いた明治用水の豊かな水にはぐぐまれ、「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進地として知られています。また、恵まれた地理的条件から都市化・工業化も進み中部経済圏の一翼を担うなど、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきました。

わたしたちは、この美しい水とみどり、田園風景、進取の気風や共同共生の精神など、先人が築き、たゆまぬ努力を持って守り育ててきた安城市の誇りや財産を引き継ぎ、次代を担う子どもたち＝未来へと橋渡ししなければなりません。

そのためには、わたしたちひとりひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要です。

わたしたちは、市民が主役の自治の実現を基本理念と掲げ、だれもが幸せに暮らし続けられるまちを築くため、ここに最高規範として、安城市自治基本条例をさだめます。

< あんき会では？ >

安城市の「誇り財産」として、全班が挙げたのは「明治用水」もしくは「明治用水の開拓精神・スピリット」です。「碧海台地に引き、荒れ野原を開拓」「農業の先進地となり」「住みよいまちの基盤」「ほ場整備が安城の基盤整備の源」などとセットで提案されています。また、多くの班から「田園風景」「自然環境」「日本のデンマーク」などのキーワードも挙げられました。

特徴的だったのは「開拓者精神」「フロンティアスピリット」「進取の気風」「共同共生の精神」「共に働き共に栄える」など安城独自の気質や精神が挙げられたこと。さらに、農業だけでなく「農工商のバランス」がとれたまちとして発展してきたことも多く寄せられました。

前文は「誇り財産をベースにしては？一番熱い思い入れがある」などの声がある一方で、過去の歴史に縛られる必要はない」「65%は明治用水を知らない」などの意見もありました。

実現したい地域社会としては、全班から「安全安心」「住みやすい」「助け合い」「交流」などが提案され、「幸せ」「温もり」「愛」「きずな」「平和」などのキーワードともに「住み続けたい」「子どもから高齢者、外国人まで」「後世の人が安心して住めるよう」などの意見もありました。

とくに、強かったのは「自然」「水とみどり」「農業」「文化」などの「誇り財産」や「農工商のバランス」の取れた豊かさを「次世代」「未来」「子どもたち」に「引き継ぎたい」というイメージ。

そのために必要なこととしては、「参画と協働」「自主自立」「能動的自治」「市民が主役」「自助・共助・公助」「役割と責任の分担」など「参加と協働」を軸とした「自治の基本理念を明らかにする」べきだという方向性が感じられる提案が寄せられました。

また、前文の構成について、「部構成に(過去 現在 未来)」や「歴史や自治の取り組み市のあるべき姿 実現に必要なこと 条例制定の意義や決意」などの提案があり、今回は概ね、その流れに沿って4部形式で構成してみました。

また、文末の最高規範について、条文の中に入れたほうがいい」とい意見もありました。

2.目的

この条例は、安城市における自治の基本原則をさだめ、市民、議会および市の執行機関の役割と責務を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、だれもが幸せに暮らし続けられる自立した地域社会を実現することを目的とします。

< あんき会では？ >

意見を大別すると「条例で定めておきたいこと」と「実現したい地域社会」の2つに整理できます。定めてほしいことは、いずれの班からも「前文の基本理念にのっとり」自治の基本原則をさだめ、「市民 議会 行政の役割と責務」「チームプレイ」「参加と協働をルール化」などが挙げられました。実現したいのは、「市民主体」の「まちづくり」や「市民自治」、「自助 共助 公助」などの助け合い、「安全 安心な住みやすい」「喜びを感じ 暮らし続けたい」「個性豊かで活力のある」「豊かで潤いのある」「一人一人が大切にされる地域社会等がありました。

とくに、自治やまちづくりを推進した結果、「目指すところ ありたい姿」として市民の幸せの実現、「みんなが幸せを感じられるまち」などのイメージも提案されました。ほかに、栗山町の議会基本条例を参考に、「町民に身近な政府」を入れたいとの声も

3.用語の定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号にさだめるところによります。

(1)市民

市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。

(2)市の執行機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会(それぞれ職員を含みます。)をいいます。

(3)参加

市政やまちづくりの過程に、市民が主体的に関わり行動することをいいます。

(4)協働

市民、議会および市の執行機関が、それぞれの役割と責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめることをいいます。

(5)まちづくり

市民が幸せに暮らせるまちにしていけるための、あらゆる活動および事業をいいます。

< あんき会では？ >

ほとんどの班が、用語の定義の検討までは時間が足りなかったようです。1班からの提案をベースにまとめました。その際、「安城市づくり」を「まちづくり」に置き換えました。他班からも「まちづくり」という語には「ハードに偏ったイメージ」「ひっかかる」とい意見がありました。

4. 条例の位置づけ

この条例は、安城市における自治の基本をさだめるものであり市の最高規範です。本市における、他の条例、規則等の制定改廃および運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

< あんき会では？ >

ほとんどの班から、最高規範としての位置づけを（規範 行動や判断の基準。手本。）という提案がありました。さらに、他の条例 規則も「この条例を最大限に尊重し、体系化」するべきであり「この条例に則した分野別基本条例の制定を」などの意見もありました。

また、この項の記載箇所に関しては、「位置づけは条例の前の方に置く！」見直しは（条文の最後の方で）」という提案があり今回はそれにしたがってレイアウトしてあります。

5. 自治の基本原則

（参加の原則）

市民ひとりひとりが主体となってまちづくりを推進するため、市政に関わる企画立案、実施、評価等の各段階において、市民は主体的に参加し、市の執行機関は、市民に多様な参加の場と機会を保障することを原則とします。

（協働の原則）

市民、議会および市の執行機関は、対等なパートナーとして、互いに尊重し、補完しあいながら協働することを原則とします。

（情報共有の原則）

市民、議会および市の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有することを原則とします。

（財政自治の原則）?? ?

市民、議会および市の執行機関は、自立した自治体運営をおこなうため、自らの判断と責任において、財源を確保し、用途を決定する財政自治を原則とします。

（環境への配慮）?? ?

市民、議会および市の執行機関は、あらゆる面で地球環境に配慮し、バランスのとれた行動をすることを原則とします。

< あんき会では？ >

すべての班から提案されたのは、「参加の原則」「協働の原則」「情報共有の原則」の3本柱です。「住民自治の原則」「市民が主役」「市民主体のまちづくり市政 地方行政」などの声も多く、それらは「参加の原則」の中に取り込みました。「対等」は「協働の原則」に。

そのほかに、「財政自治の原則」「環境への配慮」が提案され、各班の提案を尊重しつつ、取り上げてみました。可否についてはご議論ください。また、「町内会の活性化」「市民 議会・行政の役割分担」に関するものもありましたが、それぞれ別の項に取り込みました。

6.市民の権利

（基本的人権）

市民は、個人として尊重され、平和で安全な暮らしのもと自己実現を図り、幸福を追求する権利を有します。

（知る権利）

市民は、市政について、議会および市の執行機関が保有する情報を知る権利を有します。

（参加する権利）

市民は、まちづくりの主体として、等しく市政に参加する権利を有します。また、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。

（行政サービスを受ける権利）

市民は、公正かつ適正な行政サービスを等しく受ける権利を有します。

（子どもの権利）

子どもは、社会の一員として尊重され、大切にはぐくまれるとともに、それぞれの年齢にふさわしいかたちで、市政に参加する権利を有します。

< あんき会では？ >

市民の「権利」として、すべての班から提案のあった「参加する権利」「知る権利」「地方自治法で定められている「行政サービスを受ける権利」の3つが柱です。加えて、意見を表明「提案する権利」や「基本的人権」も多くの班から出されています。第12回で検討された「これだけは！」では、「子どもの権利を！」という提案があったので、今回入れてみました。

また、次項の「責務」と表裏一体なことから「自治の主体であることを認識・自覚し、ふさわしい行動をとることを前提に定義」という意見や「市民は権利の行使にあたっては、これを監用してはならない」などの歯止めを設ける提案もありました。ほかに、「学ぶ権利」など。

7.市民の役割と責務

市民は、自治の担い手としての自覚と責任を持ち、互いを尊重し助け合いながら、まちづくりを推進し、だれもが幸せに暮らし続けられる地域社会の実現につとめます。

市民は、市民憲章に謳われた心構えと理念を尊重し、自らなすべきことを考え行動するとともに、その個性および能力を積極的にまちづくりに活かすようつとめます。

市民は、行政サービスに伴う費用について応分の負担をします。

市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。また、権利の行使にあたっては、公共の福祉、次世代および市の将来に配慮します。

（事業者の役割と責務）

事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、環境に配慮し、安城市のまちづくりに貢献します。

< あんき会では? >

すべての班から「自治の主体」「まちづくりの主角」として「自らの発言と行動に責任を持ち」「行政サービスに伴う費用を負担する」などの意見が出ました。また、「必要な情報は自分で得て」「積極的に」「自らなすべきことを考え行動する」「ルールを守る」市民像も提案されました。また、「市政への参加」の際は「エゴを捨て、全市のことを考える」「投票に行こう!」なども

町内会活動」「地域活動」への参加についても多くの意見がありました。これは「12.コミュニティ」の項に記載します。また、「公共の福祉、次世代の将来への配慮」や「自然環境を守る責務」「事業者やコミュニティの責務」などの提案もあったので、案を入れてみました。

8. 議会の役割と責務

議会は、この条例にさだめる自治の基本理念にのっとり、その権限を行使するとともに、市民や市の執行機関と協働しながら、自治の推進につとめます。

議会は、市の意思決定機関として、市政の監視や政策の立案につとめ、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。

議会は、保有する情報を公開するとともに、市民にわかりやすくと説明し、開かれた議会運営をおこないます。

議員は、つねに自己研鑽につとめ、市民の代表として積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために公正と誠実に職務を遂行することで、まちづくりに貢献します。

< あんき会では? >

まずは、大元である「条例理念の実現」「基本理念に則り、自治を推進」などの意見がありました。すべての班から提案されたのは、大きく3つ。一つ目は、「市民の意思が市政に反映されるようつとめ」ること。二つ目は、「行政の監視」「意思決定」「政策立案」など本来議会が果たすべき機能と役割をきちんと果たすべき、ということ。三つ目は「開かれた議会」、情報の公開と共有、説明責任につとめること、などです。

さらに、議員は「自己研鑽につとめ」「専門性を職員以上に」「勉強した上で」「政策立案につとめる」「地元だけでなく市民全体を見て」などの要望も多く寄せられました。また、班から「この項はぜひ議員のみなさんで考え提案を」「議会基本条例制定を」との声もありました。

9. 市長の役割と責務

市長は、市民の信託にこたえ、積極的に市民の意向を把握するとともに、この条例を遵守し、本市の自治を推進するため、誠実かつ公正に職務を遂行します。

市長は、市の代表者として、自治体経営の方針を明らかにするとともに、その実現に向け、効率的かつ柔軟で迅速な行政運営をおこないます。

市長は、職員の指揮監督を適切におこない、つねに職員の能力向上につとめます。

< あんき会では? >

どの班からも出たのが、条例を遵守し自治を推進すること。そのために、「市民の声」にしっかりと耳を傾け 意向を把握する」必要があるとの提案です。また、「市の代表者」として、「リーダーシップ」を發揮し、「市政の方向性」「明確なビジョン」を示し、「その遂行度をチェック」する」という意見もありました。さらに、「効率的な行政運営」を行い、「職員の能力向上」やる気、使命感の醸成を」を図る責務や「マニフェストの公表 評価を」などの指摘がありました。

また、市が出資した団体の役割と責務を定める場所がないため、市長の役割と責務として、出資団体の健全 適正な運営を図るための指導 助言などの役割を規定したい」という提案がありましたので、あとに「22.出資団体など」という項を設けました。

10.職員の役割と責務

職員は、法を遵守し、この条例の掲げる基本理念を実現するために、自らも地域の一員であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。

職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。

職員は、つねに自己研鑽につとめ、職務遂行に必要な知識、技能等の向上を図ります。

< あんき会では? >

すべての班から、職員は「法やこの条例を遵守」し「市全体の奉仕者」として働くことが挙げられました。また、「地域の一員であることを認識」し、「公正かつ誠実に職務を遂行」することが求められており「柔軟に」「効率的に」「働いて「市民と行政の橋渡し役」を果たしてほしいとの期待も寄せられました。また、「スキル向上」「プロ意識」「専門性」などさらなる資質の向上も求められています。1つの班からこの項は「職員の皆さんで考え提案を」との声も。

11.市民参加

市の執行機関は、多くの市民が参加できる多様な場や機会を保障するため、審議会の委員の公募、意見の公募、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントなど、その対象となる事案に対し、最も適切かつ効果的と認められる参加の手法を用意します。

市の執行機関は、市民からの意見に対して、誠実に応答します。

市の執行機関は、次に掲げるときは、必ず市民の参加を図ります。

- (1) 総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。
- (2) 重要な条例、規則を制定し、改正し、廃止するとき。
- (3) 事業を選択するとき。
- (4) 事業を実施するとき。
- (5) 政策評価を実施するとき。

市民参加に関して必要な事項は、別に条例でさだめます。

< あんき会では? >

すべての班から「市民参加の機会を保障すること」などが提案され、参加のタイミングとしては「立案、実施、評価の各段階で」重要な条例、規則など制定、改正するときに市民参加」などの意見があり「市民参加のルールを確立」しておくべきだ」という声もありました。

具体的な参加の方法としては、全班から提案された「パブリックコメントをはじめ、審議会に市民公募委員を」「アンケート調査」「ワークショップ」「公聴会」「市民参加による行政、議会、市民の評価制度」「町内会から意見表明できるルールづくり」など多様な参加の方法を「用意することが求められています。市民参画条例を別に定めること」との提案も、参加の対象者としては、「社会的、経済的環境の違いや、国籍、信仰、性別、心身の状況などに差別的取扱いを受けない」「まちづくりの参加に平等の権利を」などの意見がありました。

また、行政は参加で得られた「耳障り」なことを「ネグレクト」せず、「市民からの意見に対して誠実に応答」しなければならないこと。ぎゃくに市民は「自分の考え方が反映されていないから」といって市民の声を聴いていないとは言わない」などの指摘もありました。

12. コミュニティ

【コミュニティの定義】

町内会など地域の問題を自ら解決することを目的とする集団（地縁）またはNPOなど活動内容もしくはテーマをおもなつながりとする集団（志縁）をいいます。

市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てるようつとめます。

市民は、地域社会の一員として、コミュニティの役割について理解を深め、協力するとともに、積極的にコミュニティへの加入につとめます。

議会および市の執行機関は、コミュニティの自主性および自立性を尊重し、その活動を支援します。

・コミュニティの支援に関して必要な事項は、別に条例でさだめます。

< あんき会では? >

「コミュニティには大きく分けて、町内会など「地縁による地域自治組織」とNPOなど「テーマや目的によって結束した志縁型の市民活動団体」がありますが、どちらも安城市の市民自治にとって、なくてはならない「重要な自治の担い手」であることが提案されました。

とくに、ある班から「地縁（ヨコ軸）」と「志縁（タテ軸）」の両者を融合しつつ、市民が「どこかでつながりを持つ」ために「会社や学校以外のコミュニティ参加を責務にしては？」という提案もありました。他班でも「町内会を安城市の「自治の基本単位」とし、「次世代リーダーを育成」しながら「町内会の民主化」「加入率増」「活性化」すべき」との意見が多く見られました。

一方、議会や行政は、「コミュニティの「役割」を理解・尊重し、「支援」するべきで、「財政支援」「報奨金制度」など「市民活動を推進するしくみをつくる」などの提案もありました。

13. 住民投票

市長は、市政のとくに重要な事項について、直接**市民**の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

住民投票は、**市民**、議会または市長の発議があったときに実施します。

議会および市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

住民投票の実施に関して必要な事項は、別に**おその都度**条例でさだめます。

< あんき会では？ >

市政の「重要事項」については、市民の意思を確認するための住民投票を行い「市政に関心を」「緊張感の持続」「道具として持っておけば必要な時使える」「重要案件に市民の声を反映できる」などの意見が多くあった一方で、「議会を否定することにならないか」「この条例に入れなくてもいい」という意見もあるなどの声もありました。「投票権」については、「18歳以上の住民」「住民だけでいいのか？」などの提案がありました。発議や投票資格者など詳細な条件については、案件に応じた「個別設置型」か、別に住民投票条例などをさだめる「常設型」にするか意見が分かれました。投票の要件を「この条例に謳う」との声も

投票結果の扱いは、「結果を尊重」し「結果の取扱いをきちんと公表することが大事」など。また、「この条例制定を住民投票でおこなっては？」と提案があったことも付記しておきます。

14. 情報公開 個人情報の保護

議会および市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に市民に公開しなければなりません。

議会および市の執行機関は、保有する情報の項目一覧を開示し、市民の必要とする情報について、適切かつ迅速な提供につとめます。

議会および市の執行機関は、個人の権利権益を守るため、その保有する個人情報を適正に保護し、取り扱わなければなりません。

< あんき会では？ >

「情報公開の必要性」と「個人情報保護の重視」をこの条例の中で「担保すべき」との提案がありました。公開するのは「原則として全て」「個人情報以外」とい声も多く「実支出」「市債の推移」「議会審議」「行政文書」「審議会の内容」「政調費の使途」などが挙げられました。

公開の手段として、「ホームページ」「広報」や「開示システム構築」の一方で「情報弱者の救済」とい指摘もありました。公開の方法やタイミングについては、「まず手持ち情報を知らせる（請求するものがわからない）」「常時閲覧」「その都度」「迅速かつ容易に」などがありました。

個人情報の保護については、「知る権利を尊重」し、「個人情報の適正な保護につとめる」が多く、市民は自らに関する個人情報の開示「訂正」「削除」「利用停止」を請求する権利がある」とい意見もありました。

15. 説明責任

議会および市の執行機関は、政策等の立案 実施または評価のそれぞれの過程において、市民にわかりやすく説明しなければなりません。

議会および市の執行機関は、市民からの提案、意見、苦情および要望に対して、速やかに、かつ、誠実に応答しなければなりません。

< あんき会では？ >

ただ公開するのではなく、わかりやすく「説明」がキーワード。中には「小学5年生でもわかるように」などの意見も。説明する内容については「財政状況および財産の保有状況」「政策等の立案 実施または評価」「意思決定の内容と過程」「市政、条例、不祥事について」「議会の説明責任」「議員活動」「マニフェスト達成率」など多岐にわたりました。

説明のタイミングとしては、「時期を逸さない」「新年度予算案を作成する前に」「市の施設を新たに建設するとき」などが挙げられました。

説明のしかたとしては、「的を得た説明」「説明者はPR」「5W 1Hを明確に」「相手の意思・意見を確認できるように」「第三者評価とあわせて」「文書にて」などのほか、「市民意思の反映」のため、「誠実な応答」をすることも求められています。

また、「この説明責任」の項目は、「責務」の項に含めては？との提案もありました。

16. 市政運営 組織

市の執行機関は、この条例にさだめる自治の基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行います。

市の執行機関は、最小の経費で最大の効果を上げるよう市政運営を行います。

市の執行機関は、市民にわかりやすく効率的で機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できる組織体制とします。

< あんき会では？ >

すべての班から「総合計画に基づいた市政運営」が提案されました。総合計画については「総合計画にない事業は原則おこなわない」「現行組織の事業を積み上げた総合計画作成はしない」などの指摘もありました。また、この条例の趣旨にのっとり市政運営を「や」「法令に基づき行政運営を」求める声もありました。

市民に「積極的に情報公開」し、「総合計画の内容や進捗状況のわかりやすい説明を」など「情報公開」「説明責任」に関するものも、ふたたび挙げられましたが、それぞれ14.と15.の項に一本化しました。市が関係する特殊法人の事業計画等を毎年報告」は22.に記載。

さらに、行政組織については、全ての班から「機能的」であると同時に、「効率的」「柔軟」「迅速」に対応できる「わかりやすい組織」であることや、「前例主義を配し、改革改善を推進」「新しい知識・知見を持った組織を期待する声」なども寄せられました。

17. 行政評価

市の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市民にわかりやすく公表しなければなりません。

市の執行機関は、行政評価にあたっては、第三者機関や、数値を用いた定量的な評価指標をさだめる等客観性の確保につとめます。

市の執行機関は、行政評価に関する結果を、事業の推進、見直し等市政運営に反映しなければなりません。

< あんき会では？ >

すべての班から「行政評価」の必要性が提案され、評価の方法について、どの班からも「市民参加」や「外部機関」「第三者機関」によって評価すべきだとの意見がありました。

評価にあたっては、「費用対効果」「市民の満足度と不満点」「定量的条件」など評価メジャーを明確に「しておこなうことが重要との指摘もありました。

また、「結果の取扱い」については、「わかりやすく公表」し「市全体で共有」するとともに、「結果を市政に反映（PDCA）」「今後の方針を市民とともに検討」などの声も、とくに、「低評価であった事業についてはただちに見直し又は中止にすること」などの提案もありました。

18. 財政運営

市長は、総合計画に基づき、中長期的な財政計画をさだめ、最小の経費で最良の行政サービスが提供できるよう健全な財政運営を行うものとします。

市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明しなければなりません。

< あんき会では？ >

すべての班から「健全な財政運営」を求める声があがりました。そのためには、「安定した財源を確保」し、「効率的」「効果的」に「配分」し「活用」することで「最小の経費で最大の効果」を生み出そうというイメージです。また、「総合計画に基いた」「中・長期的」な「財政計画」をつくり「計画的な財政運営を行うことが必要との指摘もありました。

そして、「財政計画」「予算編成」「予算執行と決算認定の状況を市民に分かりやすく公表」「リスクがわかるように」といった公表・公開についての声も寄せられました。

このほかに「企業会計の導入」「経営センスの取り込み」「黒字が見込める事業は民間へ」「予算が余ったら積み立て」など財政改革に関する提案もありました。

一方で、「費用対効果だけで判断せず、市への貢献度（ボランティアや環境対策など）も考慮すること（総合的視点で）」「市民が財政運営にも関心をもつ」といった意見もありました。

さらに、「多くの班から「デンパーク」など出資団体などへの支出と出資団体の財務上の関係を明らかにし、その結果を公表」という声があったことを付記しておきます（22.）。

19. ~~他機関との連携~~

市民は、自治を推進するため、コミュニティ活動やボランティア活動等を通じ、市内外の人々と広く交流し、連携するようつとめます。

安城市は、共通する課題を解決するため、市民団体、NPO、事業者、各種団体等および他の自治体と連携を図りながら、主体的に行動するものとします。

安城市は、自立した自治体として、国、愛知県および他の自治体と対等かつ必要な協力関係を築きます。

< あんき会では？ >

この項目に関しては、「~~機関？~~市民との連携を第一とする」という市民連携の提案から「共通する課題を解決するため、世界・国・県及び関係地方公共団体（JA・JT・JR・JRA・JA等）と互いに連携をはかりながら協力」などグローバルな連携、「他団体・出資団体・農協・企業・NPO・ボランティア etc」町内会、ボランティア団体と連携ができるシステムを確立」など多様な主体とのさまざまなカタチの連携が提案されました。

一方で、「近隣市との足並みを気にしすぎて事業調整するのめどうかと思う」など「横並び」の弊害や、「特に町内会、NPOとの連携を密に。下請け扱いしない」とい指摘もありました。

さらに、「国・県との同等性（対等の立場での調整）」など、国・県との関係性を明確にすべきとの意見もありました。ほかに、「根羽村となかよく」目指せ！碧海5市合併」なども

20. ~~条例の見直し改正~~

市の執行機関は、時代の変遷や社会状況に応じて、この条例が安城市の自治の推進にふさわしいものであり続けているかどうかを検討し、その結果に基づいて見直しをおこなうものとします。ただし、必要が生じた場合は、その都度、見直しをすることができます。

市の執行機関は、検討および見直しに当たっては、市民参加のもとに実施し、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させなければなりません。

< あんき会では？ >

条例の理念が守られているか定期的にチェック！」見直し条項は必要。常に市民と伴にある条例」など、すべての班から条例の「見直し」が提案されましたが、中には「市長の独断で条例が変更されないよう」見直し規定を入れる必要はない」「最高規範だから条例は簡単には変えられない」などの意見もありました。主語は、「市の執行機関？市長？」ご検討ください。

見直しのタイミングは、「4年」「5年」程度が多く見られましたが、一方で「定期だと機械的に作業しなければならない」ので、「時代の変遷や社会状況に応じて」「不具合が発生した場合」「市民からの見直し提案があれば」など期限をさだめず、との声も全班から、ご検討ください。

見直しの方法は、「市民ワークショップの実施」「市民からなる検証委員会」「第三者機関」「審議会（ありようを検討）」など市民が参加したチェック機関を設ける提案が多くありました。

21. 危機管理 (追加)

市民は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体および財産を守るため、日頃から適切な防衛策をとるようつとめなければなりません。
 ・コミュニティは、関係機関や市の執行機関と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるようつとめなければなりません。
 市の執行機関は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民の生命、身体および財産を守るため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民の自助努力を支援し、関係機関、市民との連携、協力につとめなければなりません。

< あんき会では? >

安城市の自治基本条例としてさだめておきたいテーマとして、「防災」や「危機管理」が提案されました。ここでは、危機管理についてのたたき台を提示しておきます。ご検討ください。

22. 出資団体など (追加)

市の執行機関は、市が出資し、職員を派遣し、公の施設の管理を委ねている団体などの団体(以下「出資団体など」といいます。)に関し、市との関係と出資団体などの経営状況などに関して資料を作成し、毎年度、公表しなければなりません。
 市の執行機関は、出資団体などへの支出などの市と出資団体などとの財務上の関係を明らかにし、その内容を公表しなければなりません。
 市の執行機関は、出資団体などの経営と市との関係について評価を行い、その結果を公表しなければなりません。

< あんき会では? >

「9.市長の役割と責務」「16.市政運営 組織」「18.財政運営」などの検討時に、各班から出された意見の中に「出資団体」に関するものが多くありましたので、たたき台を提示します。ご検討ください。挿入するなら18.の後くらいでしょうか。

23. その他

「その他」として、安城ならではのテーマは?」と同ったところ、「水とみどり」など「環境都市」「環境首都」「環境保全と創造」など「環境」に関するものが最も多く寄せられました。これらは、今のところ「5.自治の基本原則」「7.市民の役割と責務」などで少し謳ってあります。あとは、「前文」に挿入するか、もしくは「6.市民の権利」のなかで「環境権」として謳うなどの方法もあります。必要があれば、ご検討ください。

また、「公の結婚相談所を」というご提案も何度か頂きましたが、安城市の自治の基本的な考え方を示すこの条例の中で謳うべきかどうか明確な根拠が得られず、今は掲載しておりません。賞罰規程を」とのご意見も頂きましたが、あえて設けていません。罰則は、個別具体的な行為の違反をとらえて適用されるもので、本条例は自治の基本ルールを定めた条例であることから、罰則はなじまないと考えたからです。

以上